

平成24年度老人保健福祉関係予算概算要求の概要

－ 老 健 局 －

（23年度予算額） （24年度概算要求）
老人保健福祉関係予算 2兆2,952億円 → 2兆4,213億円

*
老健局計上経費 1兆8,424億円 → 1兆9,459億円

*他局計上分（2号保険料国庫負担金等）を除いた額である。

【主要事項】

I 地域包括ケアの推進

43億円

（1）地域ケア多職種協働推進等事業（新規） 10億円

市町村で地域包括ケアシステムを構築するため、地域包括支援センターの医療・介護等の多職種連携機能を強化する。

このため、地域のネットワーク構築や多職種連携の場である地域ケア会議の運営の指導的な役割を担う人、在宅医療の医師、OT・PT等のリハビリ職、地域保健の医師・保健師等助言を行う専門職の確保を支援する事業を行う。

（2）認知症を有する人の暮らしを守るための施策の推進 31億円

①市町村での認知症施策の推進等

認知症地域支援推進員を中心に、市町村で医療、介護や生活支援サービスが有機的に連携したネットワークを構築し、認知症の人への効果的な支援を行う取組の拡充を図る。

②地域での市民後見活動の仕組みづくりの推進

市民後見人（弁護士、司法書士等の専門職以外の後見人）を育成するとともに、その活動を支援するなど、地域での市民後見活動の仕組みづくりの更なる推進を図る。

（3）ねんりんピック宮城・仙台大会への支援 2.1億円

平成24年度に宮城県と仙台市で開催される「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」について、東日本大震災からの「復興」と「感謝」をPRする大会として開催するための支援を行う。

Ⅱ 安定的な介護保険制度の運営

2兆3,925億円

(1) 介護給付に対する国の負担等

2兆3,284億円

介護給付、地域支援事業等の実施に必要な経費を確保するとともに、介護給付費の適正化事業を更に推進し、安定的・効率的な介護保険制度運営に努める。

また、平成24年度以降の介護職員の処遇改善の在り方については、予算編成過程で検討する。

○ 介護給付費負担金

1兆4,499億円

各市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の20%を負担。

(施設等給付費(※)においては、15%を負担)

※ 施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護保険施設及び特定施設に係る介護給付費。

○ 調整交付金

4,073億円

全市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の5%を負担。

(各市町村間の75歳以上の高齢者割合等に応じて調整)

○ 2号保険料国庫負担金

4,712億円

(2) 地域支援事業の着実な実施

642億円

要介護状態等となることを予防する事業を実施するとともに、地域における総合相談機能や包括的・継続的なケアマネジメント等を推進する。

Ⅲ 地域での介護基盤の整備

91億円

(1) 在宅医療・介護の推進(実施拠点となる基盤の整備)(新規)【重点化】

35億円

○在宅サービス拠点の充実(新規)【重点化】

地域で包括的な介護基盤を整備するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護のサービスを組み合わせた「複合型サービス事業所」、訪問介護と訪問看護が密接に連携した「定期巡回・随時対応サービス」の普及を図るとともに、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置を図る。

○低所得高齢者の住まい対策（新規）【重点化】

低所得高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、小規模な養護老人ホームの整備等を推進するとともに、養護老人ホームや軽費老人ホームにおいても必要な介護が受けられ、引き続き居住できるよう個室化等の推進を図る。

（２）都市型軽費老人ホーム等の整備

５６億円

都市型軽費老人ホーム等の整備に必要な経費について財政支援を行う。また、介護療養型医療施設の一層の転換を図る。

Ⅳ その他主要事項

１５４億円

○ 介護サービス情報の公表制度の着実な実施 ３．３億円

平成24年度に改正される介護サービスの情報公表制度が円滑かつ着実に実施されるよう、都道府県が行う普及啓発、調査員の専門性を活用した相談体制の充実や調査員研修等についての事業を支援する。

○ 福祉用具・介護ロボットの実用化の支援 ８３百万円

福祉用具や介護ロボット等の実用化を支援するため、試作段階にある当該機器等を対象として、臨床的評価や介護保険施設等におけるモニター調査等を実施する。

○ 市町村介護予防強化推進事業（新規） ２．８億円

閉じこもりやうつ等により通所での事業参加が困難な高齢者に対し、生活機能の低下予防に効果的な訪問型介護予防プログラムを開発し、全国へのマニュアル提示などを行う。

○ 要介護認定の認定調査員への研修 ９５百万円

各都道府県において要介護認定を担当する職員等に対して、要介護認定の基本的な知識及び技能等に関する研修を実施する。

○ 低所得者への配慮 １３億円

社会福祉法人による利用者負担軽減措置の取り組みを推進するなど、低所得者への配慮を行う。

○ 訪問看護の充実 ２．２億円

小規模訪問看護事業所の経営の安定化を図るため、請求事務や相談業務の共同化等を行う訪問看護支援事業を引き続き実施し、在宅療養の充実を図る。

【参考】 東日本大震災により被災した方々への支援の概要

【平成23年度第一次補正の概要】（1,037億円）

第1 被災者への支援（346億円）

（1）介護保険制度の保険料減免等の特別措置（275億円）

- ① 被災した被保険者について、介護保険の保険料、利用者負担額や食費・居住費の自己負担額の減免等を行う場合に、保険者等の負担を軽減するための財政支援を行う。
- ② 今回の震災により影響を受けた保険者等が、円滑に業務を実施できるようにするための支援を行う。

※ 275億円の中には、他局計上分39億円を含む。

（2）被災した高齢者、障害者への生活支援等（70億円）

被災地の避難所等において生活する高齢者・障害者等に対して、専門職種（介護支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士等）による相談・生活支援等を行う費用を補助する。応急仮設住宅等における総合相談、高齢者等のデイサービス、生活支援等を包括的に提供するサポート拠点の設置・運営に要する費用を補助する。

※ 介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業）の積み増し。

第2 被災地の復旧支援及び電力確保対策（692億円）

（1）介護施設等の災害復旧（631億円）

- ① 介護施設等の災害復旧（563億円）
被災した介護施設等の復旧を図る。
- ② 介護事業所等の事業再開に要する諸経費の国庫補助（68億円）
被災地の要介護者等に対する介護サービスを確保するため、今般の災害で被災した介護サービス事業者に対し、事業再開に必要となる初度経費（車両購入費、事務用品購入費、事業所を借り上げる際の礼金等）に対する補助を行う。

（2）介護施設等における電力確保対策（61億円）

停電等の事態においても、介護施設等における入所者の安全と療養環境を維持するため、人工呼吸器・酸素療法・喀痰吸引を必要とする入所者を有する施設に非常用自家発電装置を整備する。

【平成23年度第三次補正要求の概要】（119億円）

○ 地域包括ケアの再構築（介護基盤緊急整備等臨時特例基金の積み増し）（119億円）

日常生活圏で医療・介護等のサービスを一体的・継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、被災市町村が策定する復興計画等に基づく以下の事業に対して財政支援を行う。

※ 介護基盤緊急整備等臨時特例基金の積み増し。また、被災地においては平成24年度までの期限延長についても要求（被災地以外においては、執行状況等を踏まえ、期限延長等について検討）。

① 地域包括ケアの拠点整備等

小規模の特別養護老人ホーム・グループホーム等に加え、在宅サービス等を行う拠点を整備 など

② 介護等のサポート拠点の整備

長期化する避難生活による高齢者等の日常生活を支えるため、当面必要となる、介護等のサポート拠点（応急仮設住宅における総合相談、高齢者等の活動支援等を包括的に提供）を整備する。